インターニュータウン

松橋インターチエンジへ 300m

団地区画図

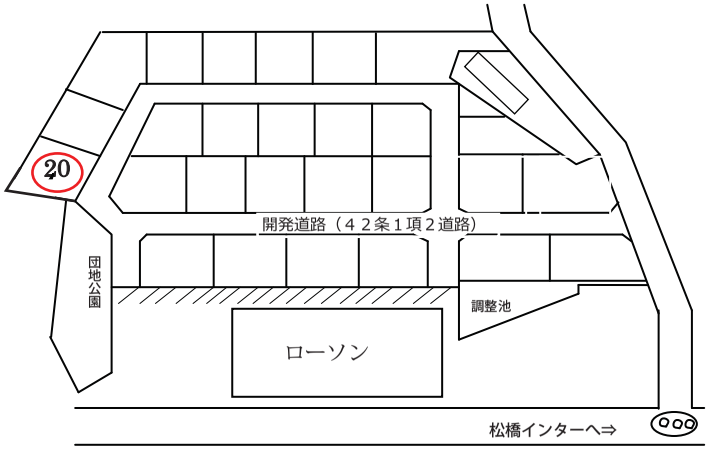

建築条件ナシ

面積・価格

区画	面積㎡(坪数)	価格 万円
20	311.98（94.5）	600

大幅値下げ！処分特価です

団地概要

- ●所在地／宇城市松橋町大字浦川内字丸田
- ●地目／宅地　●用途地域／工業地域
- ●建ぺい率６０％　容積率／２００％
- ●許可等／県開発行為検査済（H9.3.7 松土第１２-３７）
- ●水道／市上水道（引込済）●排水／合併浄化槽
- ●学校／当尾小学校４００ｍ　松橋中学校／1,５００ｍ
- ●交通／大鳥バス停１００ｍ
- ●団地内道路/⇒42条１項2号道路宇城市に移管済

いつでも
どこへでも
アクセス出来る
県内どこでも
通勤圏！

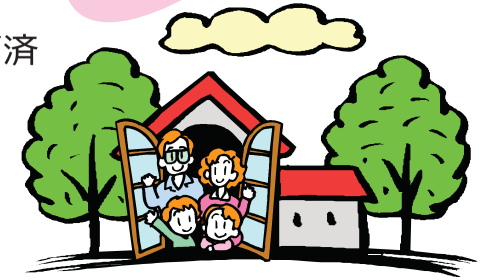

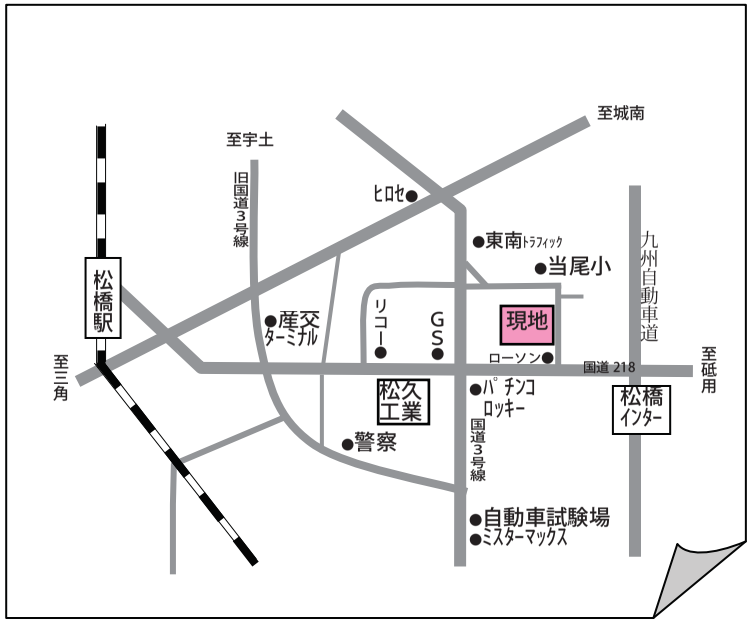

安心のすまい

1. 住宅性能保証
2. 耐震性
3. 耐火性
4. バリアフリー
5. 高気密
6. 高断熱
7. 健康住宅
8. 自由設計

一級建築士事務所県知事登録第957号・建設業許可県知事（特-27）第8245号
宅地建物取引業者免許県知事（11）第2060号・（一社）熊本県宅地建物取引業教会員

松久ホーム

宇城市松橋町曲野 2163-1
TEL 0964-33-3088　FAX 33-3070
Eメール：matsu@matsuhi.com
ホームページ：https://matsuhi.com
松久ホーム

宇城市松橋町
賃貸 ｱﾊﾟｰﾄ 2LDK…

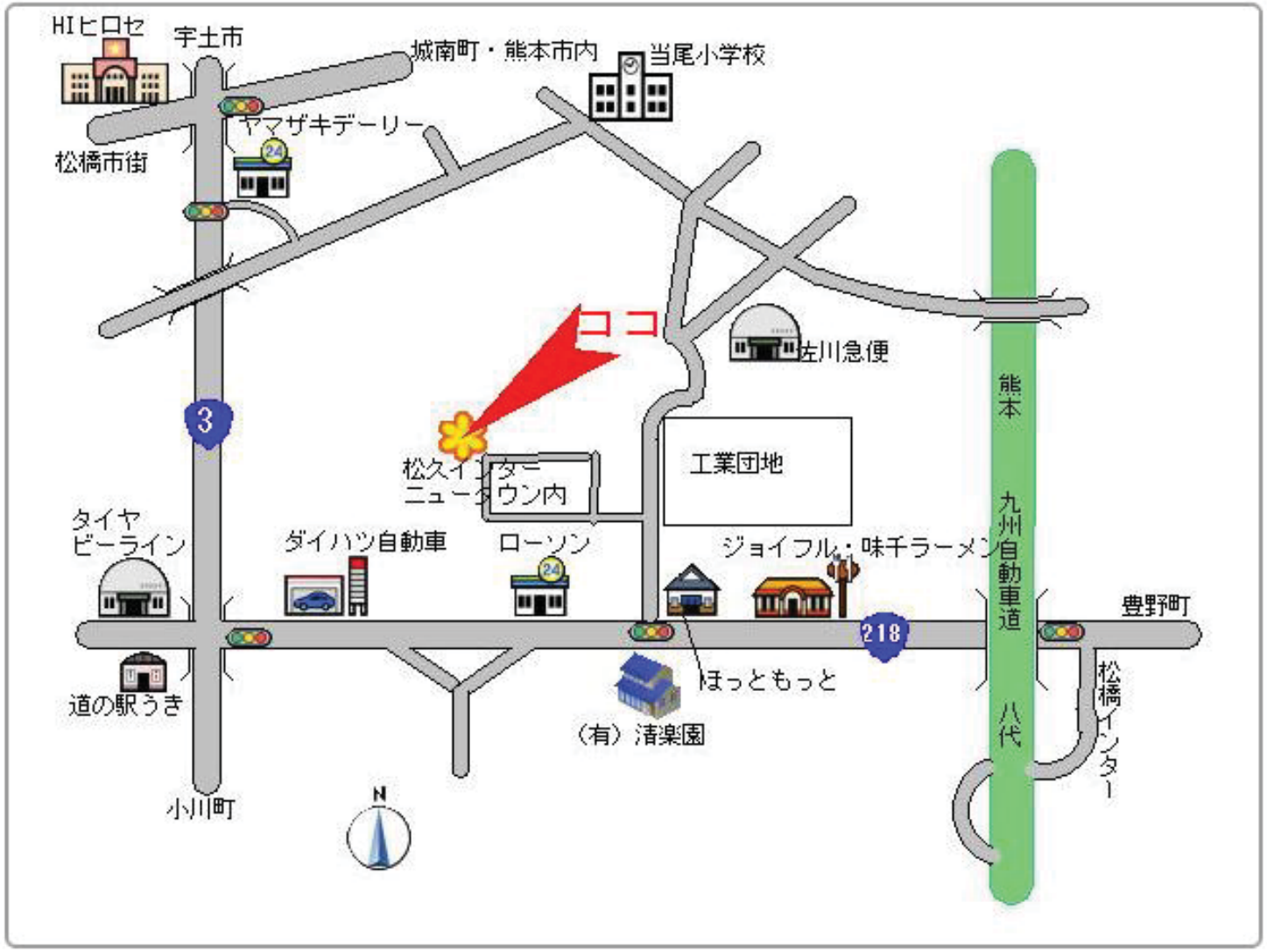
HIヒロセ
宇土市
城南町・熊本市内
当尾小学校
ヤマザキデーリー
松橋市街
ココ
佐川急便
3
松久インター
ニュータウン内
工業団地
熊本
九州自動車道
八代
タイヤ
ビーライン
ダイハツ自動車
ローソン
ジョイフル・味千ラーメン
豊野町
218
道の駅うき
ほっともっと
（有）清楽園
松橋インター
小川町
N

物件区画

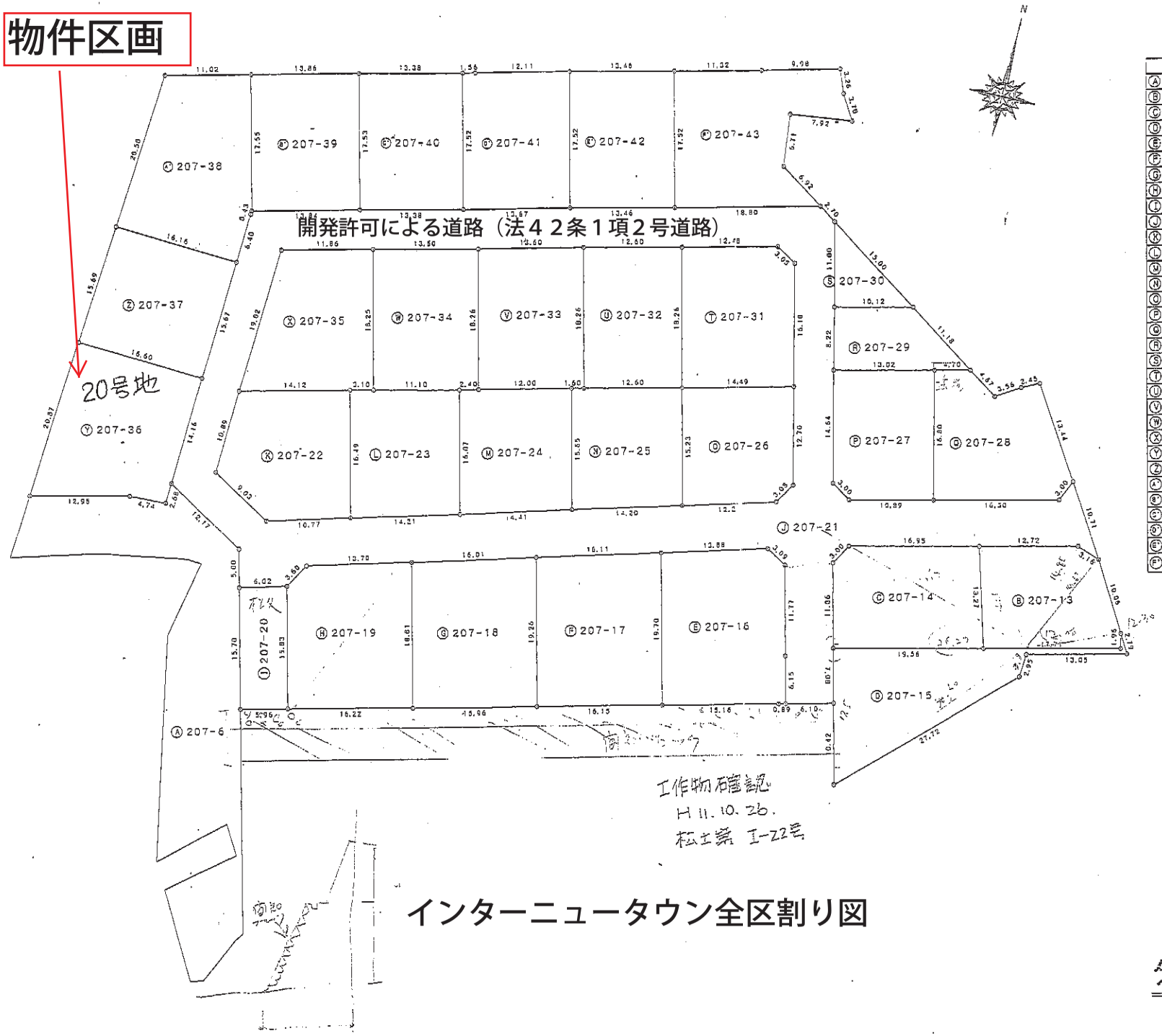

地番	地積
Ⓐ 207-6	? ~~989.04~~ m²
Ⓑ 207-13	217.50 m²
Ⓒ 207-14	253.34 m²
Ⓓ 207-15	266.80 m²
Ⓔ 207-16	317.52 m²
Ⓕ 207-17	314.06 m²
Ⓖ 207-18	304.07 m²
Ⓗ 207-19	297.92 m²
Ⓘ 207-20	94.38 m²
Ⓙ 207-21	1568.27 m²
Ⓚ 207-22	250.60 m²
Ⓛ 207-23	231.13 m²
Ⓜ 207-24	228.37 m²
Ⓝ 207-25	219.27 m²
Ⓞ 207-26	214.52 m²
Ⓟ 207-27	216.12 m²
Ⓠ 207-28	246.24 m²
Ⓡ 207-29	114.27 m²
Ⓢ 207-30	55.62 m²
Ⓣ 207-31	263.69 m²
Ⓤ 207-32	230.07 m²
Ⓥ 207-33	248.29 m²
Ⓦ 207-34	246.44 m²
Ⓧ 207-35	265.38 m²
Ⓨ 207-36	311.98 m²
Ⓩ 207-37	256.72 m²
Ⓐ' 207-38	315.43 m²
Ⓑ' 207-39	242.98 m²
Ⓒ' 207-40	234.43 m²
Ⓓ' 207-41	239.36 m²
Ⓔ' 207-42	235.84 m²
Ⓕ' 207-43	310.29 m

2m 26.

インターニュータウン全区割り図

分筆予定図　1/~~500~~ 650

1級建築士大臣登録第12242号
松本義久

熊本県下益城郡松橋町地籍図

字図

1級建築士大臣登録第122422号
松本義久

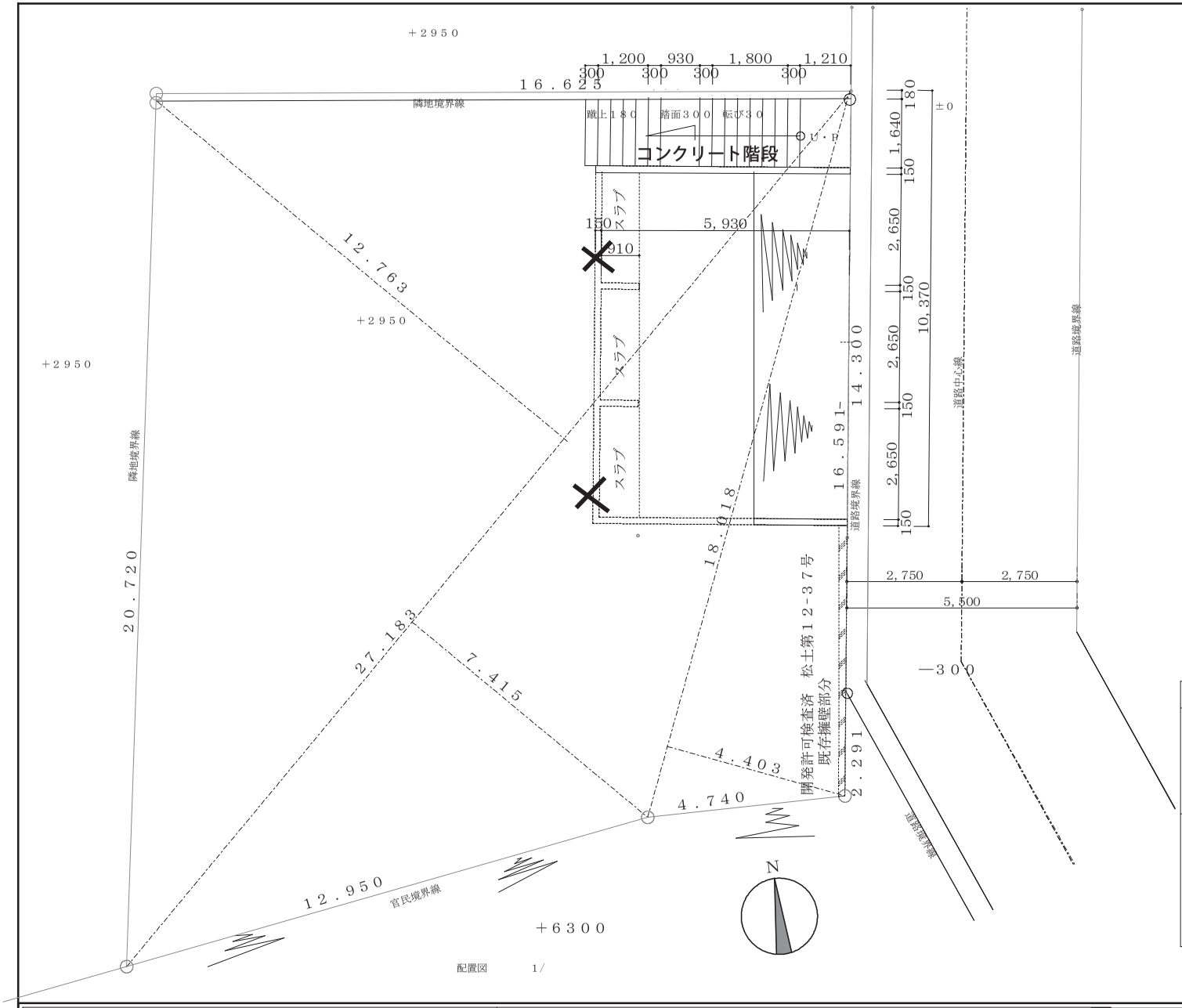

配置図 1/

面積表	
建築面積	8.4X5.655=47.50㎡
床面積	49.18㎡
敷地面積	12.763X27.183=346.93
	7.415X27.183=201.56
	4.403X18.018=79.33
	627.8318
	627.8318/2=313.91㎡

２２号地車庫 工事設計図	図 名 配置平面図	日 付	縮 尺	担 当	検 印	工事設計図
		工事設計図				

特記：

株式会社 松久一級建築士設計事務所 管理建築士 松 本 義 久
一級建築士事務所 県知事登録 第９５７号 一級建築士 大臣登録 第１２２４２２号
熊本県宇城市松橋町曲野２１６３番地１ 松久ビル３Ｆ 電話（０９６４）３３−３０８８
FAX（０９６４）３３−３０７０

開発行為に関する工事の検査済証

松土第１２－３７号
平成９年　３月　７日

熊本県知事　福島　譲二

下記の開発行為に関する工事は、平成９年　３月　４日の検査の結果、都市計画法附則第４項の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

１　許可番号	平成８年　９月１３日　熊本県指令松土第１５９号
２　開発区域または工区に含まれる地域の名称	下益城郡松橋町大字浦川内字丸田２０７番６，同２１５番４，同２１５番５，同２１６番４，同２１６番５，同２１７番１，同２２１番１，同２２２番１，同２２３番，同２２４番１，同２２５番１，同２２８番１，同２３１番１，同２４７番２，同２４８番２，同２４９番３，同２５０番２ ９，３７２．８９㎡
３　許可を受けた者の住所及び氏名	下益城郡松橋町大字曲野２１６３番地 （株）松久工業　　（代）松本義久

予定建築物の用途	分譲宅地

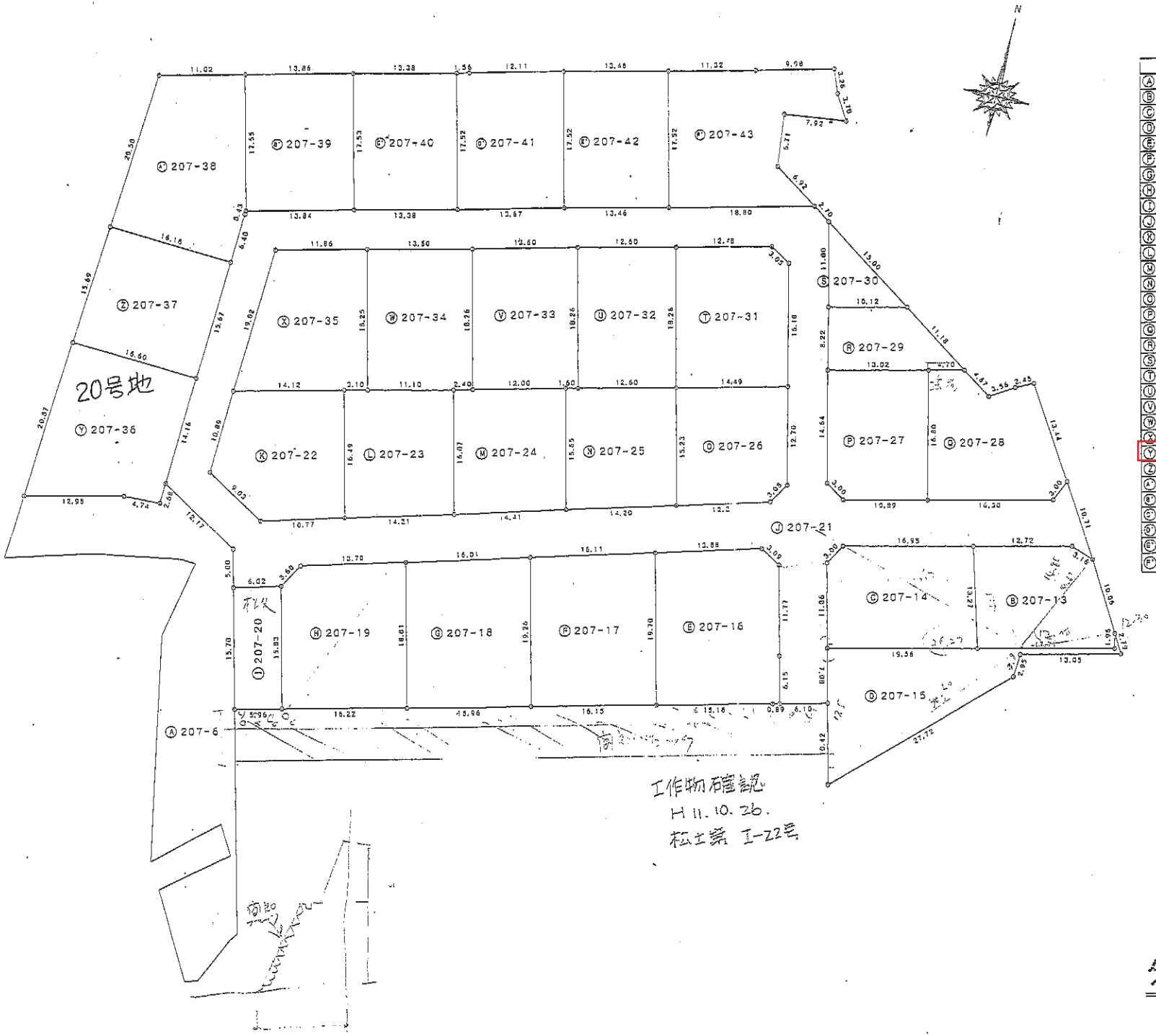

地番	地積
Ⓐ 207-6	? ~~989.04~~ m²
Ⓑ 207-13	217.50 m²
Ⓒ 207-14	253.34 m²
Ⓓ 207-15	266.80 m²
Ⓔ 207-16	317.52 m²
Ⓕ 207-17	314.06 m²
Ⓖ 207-18	304.07 m²
Ⓗ 207-19	297.92 m²
Ⓘ 207-20	94.38 m²
Ⓙ 207-21	1568.27 m²
Ⓚ 207-22	250.60 m²
Ⓛ 207-23	231.13 m²
Ⓜ 207-24	228.37 m²
Ⓝ 207-25	219.27 m²
Ⓞ 207-26	214.52 m²
Ⓟ 207-27	216.12 m²
Ⓠ 207-28	246.24 m²
Ⓡ 207-29	114.27 m²
Ⓢ 207-30	55.62 m²
Ⓣ 207-31	263.69 m²
Ⓤ 207-32	230.07 m²
Ⓥ 207-33	248.29 m²
Ⓦ 207-34	246.44 m²
Ⓧ 207-35	265.38 m²
Ⓨ 207-36	311.98 m²
Ⓩ 207-37	256.72 m²
Ⓐ' 207-38	315.43 m²
Ⓑ' 207-39	242.98 m²
Ⓒ' 207-40	234.43 m²
Ⓓ' 207-41	239.36 m²
Ⓔ' 207-42	235.84 m²
Ⓕ' 207-43	310.29 m

2m 26.

分筆予定図

1/ ~~500~~ 650

1級建築士大臣登録第12242号
松本義久

字図

1級建築士大臣登録第122422号
松本義久

重要事項説明書[土地建物の売買・交換用]

[□ 土地付建物 ・ □ 借地権付建物]

令和　　年　　月　　日

買主(譲受人)　　様　　売主(譲渡人) 株式会社 松久工業　様

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いします。

本書面には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の□欄に☑印をつけた記載内容が下記不動産について該当する説明です。☑印のない□欄、又は線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

		A		B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地	熊本県宇城市松橋町曲野2163番地1	主たる事務所所在地	
	TEL	(0964)33-3088	TEL	
	商号又は名称	株式会　社松久工業	商号又は名称	
	代表者の氏名	松本　義久　㊞	代表者の氏名	㊞
	免許証番号	熊本県　知事（　11　）第　2060　号	免許証番号	（　　）第　　号
	免許年月日	平成　31　年　3　月　29　日	免許年月日	平成　　年　　月　　日
説明をする宅地建物取引士	氏名	松本　義久　㊞	氏名	㊞
	登録番号	（　熊本　）第　2233　号	登録番号	（　　）第　　号
	業務に従事する事務所名	株式会社　松久工業	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地	熊本県宇城市松橋町曲野2163番地1	事務所所在地	
	TEL	(0964)33-3088	TEL	
取引態様		売買の代理		
供託所等に関する説明		宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地 公益社団法人　全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号 所属地方本部の名称及び所在地 ※「公益社団法人　全国宅地建物取引業保証協会 地方本部一覧」参照 弁済業務保証金の供託所及び所在地 東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号		

売主(交換の場合の譲渡人)の表示

住所・氏名	熊本県宇城市松橋町曲野2163番地1　株式会社松久工業　　外　　名（合計　　名）
登記名義人と	☑ 同じ　□ 異なる→理由:

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '1906

不動産の表示等

		所　在	地　番	地　目	登記簿面積	実測面積	権利の種類
(1) 土地	①	宇城市松橋町浦川内字丸田	207番36	宅地 (現況:　更地　)	311.98 ㎡	㎡	所有権
	②			(現況:　更　)	㎡	㎡	
	③			(現況:　)	㎡	㎡	
	④			(現況:　)	㎡	㎡	
	外　筆(別紙)			登記簿面積合計	311.98 ㎡		
	合計　1　筆			実測面積合計	㎡		
	□ 仮換地 □ 保留地予定地			□ 仮換地面積 □ 保留地予定地面積	㎡		

契約対象の地積の確定	☑ 公簿面積による □ 実測面積による　→　実測:　□ 済　・　□ 未済　(実測清算:　□ 有　・　□ 無　)			
土地に関する測量図	□	確定測量図	□ 年　月　日作製 □ 引渡日までに測量する(別添売買契約書(案)第　条参照)	※確定測量図とは、全ての隣地所有者の立会いを得て境界確定されたもの(官有地に接する場合は、官民査定手続も経たもの)をいいます。 ※現況測量図は、上記確定測量図以外のものをいいます。 ※地積測量図は、分筆登記等の際に添付される測量図で、登記所に申請書類として保管されているものですが確定測量図であるとは限りません。 ※現況測量図、地積測量図の場合、分筆・合筆には隣地所有者の承認が必要な場合があります。詳しくは土地家屋調査士にお問合せください。
	□	現況測量図	□ 年　月　日作製 (隣地所有者立会い:　) □ 引渡日までに測量する(別添売買契約書(案)第　条参照) (隣地所有者立会い予定:　)	
	☑	地積測量図	☑ 平成　9　年　3　月　21　日作製	
	□	その他　(　)		
備　考				

(2) 建物	所　在		家屋番号	
	住居表示		附属建物	(　)
	種　類			
	構　造	/	/	階建
	床面積 □ 登記簿 □	1階　㎡ ・2階　㎡ ・3階　㎡ ・(　)階　㎡ ・ (　)階　㎡ ・(　)階　㎡ ・(　)階　㎡ 計　㎡		
	新築:　年　月　□ 増築 ・ □ 改築:　年　月			
	備　考			

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '1906

Ⅰ　対象となる宅地又は建物に直接関係する事項

1　登記記録に記録された事項（ 令和　2　年　　月　　日現在 ）☑ 詳細は別添の登記事項証明書等参照。

土地（借地権の場合はその対象となるべき土地）	権利部（甲区）	名義人	住　所	熊本県宇城市松橋町曲野2163番地1
			氏　名	株式会社松久工業
		所有権にかかる権利に関する事項（☑ 有 ・☐ 無）		☐ 差押登記 ☐ 仮差押 ☐ 仮処分 ☐ 所有権移転仮登記 ☐（　　）
	権利部（乙区）	所有権以外の権利に関する事項（☐ 有 ・☑ 無）		☐ 地上権 ☐ 抵当権 ☐ 根抵当権 ☐ 賃借権 ☐（　　）
建物	権利部（甲区）	名義人	住　所	
			氏　名	
		所有権にかかる権利に関する事項（☐ 有 ・☐ 無）		☐ 差押登記 ☐ 仮差押 ☐ 仮処分 ☐ 所有権移転仮登記 ☐（　　）
	権利部（乙区）	所有権以外の権利に関する事項（☐ 有 ・☐ 無）		☐ 抵当権 ☐ 根抵当権 ☐ 賃借権 ☐（　　）
備考				

2　借地権(使用貸借権)付建物の売買等の場合　（該当 ☐ する・ ☑ しない）

※別添賃貸借契約書・補充用紙参照

3　第三者による対象物件の占有に関する事項

第三者による占有	無
占有者の住所・氏名	
権利関係	☐ 借地人（ ☐ 賃貸借 ・☐ 使用貸借） ☐ 借家人（ ☐ 賃貸借 ・☐ 使用貸借） →※別添賃貸借契約書等参照 ☐
備　　考	

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '1906

4　都市計画法・建築基準法等の法令に基づく制限の概要

(1)　都市計画法・建築基準法に基づく制限の概要

①	都市計画区域	区域区分	内	☐ 市街化区域　☐ 市街化調整区域 ☑ 線引きされていない区域（市街化区域、市街化調整区域に区分されていない区域）
		☐ 資料参照	外	☐ 準都市計画区域 ☐ 都市計画区域・準都市計画区域外
		開発行為等の制限		☐ 開発行為をする場合　：☐ 許可必要・☐ 許可不要
				☐ 開発許可申請後の場合：☐ 許可済(許可番号　　)・☐ 許可未済
		☑ 資料参照		☑ 開発行為完了の場合　： ☑ 工事完了公告有（検査済番号 松土第12－37）　☑ 工事完了公告無
		市街化調整区域であった場合の建築許可 〔原則として一般住宅等建物を建築することができず、開発行為も原則として許可されません。〕		☐ 建築等をする場合：☐ 許可必要・☐ 許可不要 ☐ 建築物がある場合：☐ 許可有　・☐ 許可無 → 許可有の場合の建築条件　：☐ 有　・☐ 無 ※備考 ☐ 資料参照
②	都市計画制限	☐ 有		☐ 都市計画施設等の区域内 ☐ 都市計画事業の事業地内 ☐（　　） 計画・事業名 〔　　〕 （　　年　　月　　日 告示第　　号） ☐ 資料参照
		☑ 無		
③	用途地域	工業地域 ☐ 資料参照		
④	地区・街区等	特別用途地区 特定用途制限地域		☐ 特別用途地区（　　） ☐ 特定用途制限地域　☐ 資料参照
		その他の地域地区等		☐ 高層住居誘導地区　☐ 高度地区(種類:　　)　☐ 高度利用地区 ☐ 防火地域　☐ 準防火地域　☐ 特定防災街区整備地区　☐ 風致地区 ☐（　　）　☐ 資料参照
⑤	建ぺい率の制限			指定建ぺい率　60　%
				〔建ぺい率の緩和〕 ☐ a. 防火地域内で耐火建築物の場合等は10%増となり、＿＿＿%になります。 ☐ b. 建ぺい率の限度が80%とされている地域内で、かつ、防火地域内で耐火建築物等の場合は、制限はありません。 ☐ c. 特定行政庁が指定した角地にある場合は10%増となり、＿＿＿%になります。 ☐ d. 前記a. c. のいずれにも該当する建築物の場合は20%増となり、＿＿＿%になります。 ☐ e. その他
		☐ 資料参照		
⑥	容積率の制限		a.	指定容積率　200　% 特例容積率の適用:　☑ 無　・　☐ 有　→　＿＿＿%になります。
			b.	道路幅員制限（前面道路幅員が12m未満の場合） （幅員　5.0 m＋＿＿＿m）×　特定道路による緩和　＝＿＿＿%
		☐ 資料参照		☐ 前面道路幅員が12m未満→a.　b. のいずれか低い方によります。 ☐ 前面道路幅員が12m以上→a. によります。
備考				

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '1906

⑦	建築物の高さの制限	道路斜線制限: 有　隣地斜線制限: 有　北側斜線制限:　日影規制: 絶対高さ制限(第1種、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域の場合):　☐ 資料参照
⑧	その他の建築制限	☐ 外壁後退距離制限(第1種、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域の場合): ☐ 敷地面積の制限: 最低限度 ＿＿＿ ㎡ ☐ 資料参照
⑨	条例による制限その他の制限	☐ 災害危険区域 ☐ 地区計画の区域 ☐ 建築協定区域 ☐ 風致地区 ☐ 熊本県がけ条例 ☐ 資料参照

⑩ 敷地と道路との関係による制限

敷地の接道義務

建物の敷地は、原則として、幅員(☑ 4m・ ☐ 6m)以上の建築基準法に定める道路(下記「*道路の種類」のうちア～カの道路)に2m以上接していなければ建物の建築はできません。

☐ 条例により接道の要件が付加されます。

→ ☐ 路地状敷地の場合 ＿＿＿

☐ 特殊建築物の場合 ＿＿＿

☐ ＿＿＿

☐ 資料参照

接道の状況

接道方向	公・私道の別	接面道路の種類＊	幅員	接道長さ
東側	公道	イ	5.0 m	14.16 m
側			m	m
側			m	m

＊道路の種類
ア. 建築基準法第42条第1項第1号の道路　イ. 同条第1項第2号の道路
ウ. 同条第1項第3号の道　エ. 同条第1項第4号の道路
オ. 同条第1項第5号の道路(位置指定道路)
〔指定番号:　年　月　日　第　号〕
カ. 同条第2項道路(幅員が4m又は6m未満のため、道路中心線から(☐ 2m ☐ 3m)後退した線が敷地と道路の境界線とみなされます。)
キ. 建築基準法第42条の道路に該当しません。(原則として建築不可。ただし例外あり。)
☐ 資料参照

備考

⑪ 敷地と道路との関係図

注:斜線部分は敷地面積に算入できません。

⑫	私道にかかる制限	私道の変更・廃止は、☐ 原則としてできません。・ ☐ できます。

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '1906

(2) 都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限の概要

①	法令名	☐	古都保存法	☐	都市緑地法	☐	生産緑地法	☐ 特定空港周辺特別措置法
		☐	景観法	☐	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	☐	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	☐ 被災市街地復興特別措置法
		☐	新住宅市街地開発法	☐	新都市基盤整備法	☐	旧市街地改造法	☐ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律
		☐	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	☐	流通業務市街地整備法	☐	都市再開発法	☐ 沿道整備法
		☐	集落地域整備法	☐	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	☐	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	☐ 港湾法
		☐	住宅地区改良法	☐	公有地拡大推進法	☑	農地法	☐ 宅地造成等規制法
		☐	マンション建替え円滑化法	☐	都市公園法	☐	自然公園法	☐ 首都圏近郊緑地保全法
		☐	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	☐	都市の低炭素化の促進に関する法律	☐	水防法	☑ 下水道法
		☐	河川法	☐	特定都市河川浸水被害対策法	☐	海岸法	☐ 津波防災地域づくりに関する法律
		☐	砂防法	☐	地すべり等防止法	☐	急傾斜地法	☐ 森林法
		☐	森林経営管理法	☐	道路法	☐	全国新幹線鉄道整備法	☐ 土地収用法
		☐	文化財保護法	☐	航空法	☐	国土利用計画法	☐ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
		☐	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	☐	土壌汚染対策法	☐	都市再生特別措置法	☐ 地域再生法
		☐	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	☐	災害対策基本法	☐	東日本大震災復興特別区域法	☐ 大規模災害からの復興に関する法律
	制限の内容	※別添説明資料参照						
	備考							

②	土地区画整理法	区画整理	名称:
		仮換地指定	☐ 未 ・ ☐ 済 ／ 令和　年　月　日　号
		換地処分公告日(予定)	令和　年　月　日
		清算金	☐ 有→ ☐ 金額未定・ ☐ 確定(　円／ ☐ 交付・ ☐ 徴収)／ ☐ 無 ☐ 未定
		賦課金	☐ 有→ ☐ 金額未定・ ☐ 確定(　円)／ ☐ 無 ☐ 未定
		制限の内容	☐ 資料参照

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '1906

5　私道の負担に関する事項(私道がある場合:「敷地と道路との関係図」参照)

負　担	□ 無 ・ □ 有 （ 面積 ＿＿＿＿ ㎡・ 共有持分 ＿＿＿＿ 分の ＿＿＿ ／負担金 ＿＿＿＿ 円 ）
備　考	

6　当該宅地建物が造成宅地防災区域内か否か

宅地造成等規制法	造成宅地防災区域　☑ 外 ・ □ 内 →説明

7　当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止対策推進法	ア. 土砂災害警戒区域	☑ 外 ・ □ 内 → 内の場合はイへ
	イ. 土砂災害特別警戒区域	☑ 外 ・ □ 内 → 説明

8　当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か

津波防災地域づくりに関する法律	ア. 津波災害警戒区域	☑ 外 ・ □ 内 → 内の場合はイへ
	イ. 津波災害特別警戒区域	☑ 外 ・ □ 内 → 説明

備　考	

9　住宅性能評価を受けた新築住宅である場合

登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付	□ 有（ □ 設計住宅性能評価書 ・ □ 建設住宅性能評価書） □ 無

10　建物についての石綿使用調査結果の記録に関する事項

石綿使用調査結果の記録の有無	石綿使用調査の内容
□ 無 □ 不明 □ 有	【照会先】※売主に当該調査の記録の有無を照会し、必要に応じて施工会社にも問い合わせております。 □ 売主（※別添「物件状況確認書（告知書）」参照） □ 施工会社（　　）
	【石綿使用調査結果の内容は以下のとおりです】 ・石綿使用調査結果の記録(調査年月日　　年　　月　　日 ） ・調査の実施機関 ＿＿＿＿ ・調査の範囲 ＿＿＿＿ ・石綿使用の有無　□ 有　□ 無 （石綿の使用が有る場合） ・石綿が使用されている箇所 ＿＿＿＿
備　　考	

11　建物状況調査の結果の概要（既存の住宅のとき）

建物状況調査の実施の有無（1年以内に実施している場合※1）	□ 有（別添「建物状況調査の結果の概要（重要事項説明用）」参照） □ 無
	【照会先】 □ 売主（※別添「物件状況確認書（告知書）」参照）
備　　考	

※1 既存住宅状況調査技術者が実施した建物状況調査で、1年以内に実施したものがある場合、説明します。

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '1906

12　建物の建築及び維持保全の状況に関する書類の保存の状況・建物の耐震診断に関する事項（既存の建物のとき）

書類の種類等		保存の状況等
①確認の申請書および添付図書並びに確認済証（新築時のもの） 発行年月日:　　年　　月　　日　・発行番号:　　号		□有　・□無
②検査済証（新築時のもの） 発行年月日:　　年　　月　　日　・発行番号:　　号		□有　・□無
増改築等を行った物件である場合	③確認の申請書および添付図書並びに確認済証（増改築時のもの）	□有　・□無
	④検査済証（増改築時のもの）	□有　・□無
建物状況調査を実施した住宅である場合	＊⑤建物状況調査報告書（1年以内のものに限らない）	□有　・□無
既存住宅性能評価（建設）を受けた住宅である場合	＊⑥既存住宅性能評価書（現況検査・評価書）	□有　・□無
建築基準法第12条の規定による定期調査報告の対象である住宅の場合	＊⑦定期調査報告書・定期検査報告書（昇降機等）	□有　・□無
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物である場合（地震に対する安全性に関する書類）（注）	⑧耐震診断結果報告書 有の場合、その概要は別添の耐震診断結果報告書のとおり。	□有　・□無
	結果報告書の記載中、新耐震の適合性を証する記載	□有　・□無
	＊⑨既存住宅性能評価書（現況検査・評価書）記載中、 1-1.耐震等級の区分	□1以上（適） □0（不適）
	＊⑩既存住宅売買瑕疵保険の付保証明書	□有　・□無
	＊⑪耐震基準適合証明書	□有　・□無
	⑫その他（　　）	□有　・□無
【照会先】 □売主（※別添「物件状況確認書（告知書）」参照）		
備　　考		

※交付はされているが、紛失等して保存されていない場合又は調査しても不明だった場合は、無にチェックします。

※作成義務がない、又は交付されていない書類は斜線を引きます。

＊⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪の書類は、「既存の建物」のうち、住宅のみ対象となります。

（注）当該建物の建築確認通知書（確認済証）又は検査済証に記載された建築確認通知書の交付年月日が昭和56年5月31日以前である場合に説明します。

建築確認通知書（確認済証）又は検査済証がない場合には以下のとおりとなります。
・居住の用に供される建物（区分所有建物を除く）の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税（補充）台帳記載の建築年月日が昭和56年12月31日以前である場合に説明します。
・事業の用に供する建物の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税（補充）台帳記載の建築年月日が昭和58年5月31日以前である場合に説明します。

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '1906

13　飲用水・ガス・電気の供給施設及び排水施設の整備状況

項目		直ちに利用可能な施設※	配管等の状況	整備予定・負担金予定額
①	飲用水	水道(公営)	前面道路配管　(　有　)　口径(　75　mm) 敷地内配管　(　　)　口径(　　mm) 私設管の有無　(　　)	令和　年　月　頃 無　＿＿＿＿円
②	ガス	プロパン(個別) (　プロパン　ガス)	前面道路配管　(　無　)　口径(　　mm) 敷地内配管　(　　)	令和　年　月　頃 ＿＿＿＿円
		□ガスの敷地内配管等設備の所有権又は使用権が、本物件の売買後においても、買主以外の第三者にあるものとする場合 詳　細:		
③	電　気	□有→　小売電気事業者: ＿＿＿＿ 住所: ＿＿＿＿ 電話: ＿＿＿＿ ☑無		令和　年　月　頃 ＿＿＿＿円
④	汚　水	小型合併浄化槽	前面道路配管　(　　) 私設管の有無　(　無　) 浄化槽施設の必要　(　有　)	令和　年　月　頃 ＿＿＿＿円
⑤	雑排水	小型合併浄化槽	前面道路配管　(　有　) 私設管の有無　(　無　)	令和　年　月　頃 ＿＿＿＿円
⑥	雨　水	側溝		令和　年　月　頃 ＿＿＿＿円
備考				

※「直ちに利用可能な施設」とは、説明時において、現に利用されている施設及び利用可能な状態にある施設をいいます。
(例えば、前面道路まで施設管が配管されており、道路所有者等の承諾を要せず、いつでも敷地内に引き込める状態にあることをいいます。この場合、引き込み費用の負担があります。)
　また、現在利用されている給水配管が容量不足となった場合、配管取替え工事が必要となることがあります。

14　宅地造成又は建物建築の工事完了時における形状・構造等(未完成物件等の場合)

本物件は未完成物件等に　□該当します。(※資料にて完成時の形状を説明します。)　□該当しません。

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '1906

Ⅱ　取引条件に関する事項

1　代金・交換差金及び地代に関する事項

売買代金		交換差金	地代
総額 円	土地価格　円 建物価格　円 〔内消費税等相当額　円〕	□ 支払う ・ □ 受領する 差金　円 〔内消費税等相当額　円〕	円

（注）　消費税等相当額とは、消費税額及び地方消費税額の合計をいいます。以下同じ。

2　代金・交換差金以外に授受される金銭の額及び授受の目的

授受の目的	金額	授受の目的	金額
手付金 （売買代金の一部に充当します。）	円	固定資産税・都市計画税清算金 （起算日：　）	円
	円 〔内消費税等相当額　円〕		円 〔内消費税等相当額　円〕
	円 〔内消費税等相当額　円〕		円 〔内消費税等相当額　円〕
備考			

3　契約の解除に関する事項（契約書（案）添付のうえ説明）

□ 手付解除	※別添 売買契約書（案）第　条のとおりです。
□ 引渡前の滅失・毀損の場合の解除	※別添 売買契約書（案）第　条のとおりです。
□ 契約違反による解除	※別添 売買契約書（案）第　条のとおりです。
□ 反社会的勢力の排除条項に基づく解除	※別添 売買契約書（案）第　条のとおりです。
□ 融資利用の特約による解除	※別添 売買契約書（案）第　条のとおりです。
□ 瑕疵担保責任による解除	※別添 売買契約書（案）第　条のとおりです。
〔借地権付の場合〕 □ 借地権譲渡について土地賃貸人の承諾を得ることを条件とする契約条項に基づく解除	※別添 売買契約書（案）第　条のとおりです。

4　損害賠償額の予定又は違約金に関する事項（契約書（案）添付のうえ説明）

損害賠償額の予定又は違約金に関する定め

□ 有　→　※別添　売買契約書（案）第　条及び第　条のとおりです。

□ 無

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '1906

5　手付金等保全措置の概要(宅地建物取引業者が自ら売主となる場合)

未完成物件の場合		完成物件の場合	
☑ 講じません	宅地建物取引業法第41条第1項に基づき、手付金等は売買代金の100分の5以下かつ1,000万円以下であるため保全措置は講じません。	☑ 講じません	宅地建物取引業法第41条の2第1項に基づき、手付金等は売買代金の10分の1以下かつ1,000万円以下であるため保全措置は講じません。
☐ 講じます	保全措置: 保全措置を行う機関:	☐ 講じます	保全措置: 保全措置を行う機関: ※「手付金等寄託契約及び質権設定契約」の場合、保全措置を行う機関は「公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会地方本部一覧」参照

6　支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置	☑ 講じません。　☐ 講じます。
保全措置を行う機関	
保全措置の内容	

7　金銭の貸借に関する事項

金融機関等	金額	金利	借入期間	あっせんの有無
	万円	%	年	
	万円	%	年	
	万円	%	年	
	万円	%	年	
	万円	%	年	
融資未承認の場合の契約解除期限	令和　年　月　日			

あっせんの内容	売買契約締結後、指定する保証機関との間で「保証委託契約」及び金融機関との間で「金銭消費貸借契約」を結んで下さい。 なお、ローン金利等については、金融情勢のために変更することがあります。詳細は、リーフレット等参照。				
	返済方法		保証料	円	ローン事務手数料	円

金銭の貸借が成立しないときの措置は、前記3契約の解除に関する事項「融資利用の特約による解除」に同じです。

8　割賦販売の場合

割賦販売	現金販売価格	円		
	割賦販売価格	円	支払時期	支払方法
	うち引渡しまでに支払う金銭	円		
	賦払金の額	円		

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '1906

9　宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任に関する保証保険契約等の措置

宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任に関する保証保険契約等の措置	☑ 講じません　☐ 講じます 措置の概要

Ⅲ　その他の事項

1　添付書類

☐ 1.　売買契約書（案）	☐ 6.
☑ 2.　土地登記事項証明書・土地登記簿謄本（抄本）	☐ 7.
☐ 3.　建物登記事項証明書・建物登記簿謄本（抄本）	☐ 8.
☑ 4.　公図（土地）	☐ 9.
☑ 5.　重要事項説明書説明資料	☐ 10.

2　その他

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '1906

重要事項説明の内容を確認致しました。

令和　　年　　月　　日

売主（譲渡人）（住所）

（氏名）　　㊞

頭書宅地建物取引士から宅地建物取引士証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

買主（譲受人）（住所）

（氏名）　　㊞

Ⓒ公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '1906